

児童手当制度改正（拡充）のお知らせ ～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

変更点 主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正（拡充）前 令和6年9月分まで	改正（拡充）後 令和6年10月分から
支給対象	中学校修了前までの児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）を 養育している方	高校生年代 までの児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）を 養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	●3歳未満 一律：15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生 一律：10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 （特例給付） ●所得上限限度額以上：支給なし	●3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	年3回（各前月までの4ヶ月分を支払） 10月分～1月分…2月 2月分～5月分…6月 6月分～9月分…10月	年6回（各前月までの2ヶ月分を支払） 10・11月分…12月 12・1月分…2月 2・3月分…4月 4・5月分…6月 6・7月分…8月 8・9月分…10月 ※支給月の10日 （銀行休業日は その直前営業日） に振り込みます。
多子加算の 算定対象 （カウント方法）	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 ＋ 児童手当受給者に経済的な負担等がある 18歳年度末以降から22歳年度末までの子

今回の改正により、手続きが必要な方

下記の表や別紙の「児童手当手続確認フローチャート」を確認し、必要な手続きを行ってください。

手続きが必要な方	手続方法・提出書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方 ②所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外である方	●児童手当認定請求書※必要な方には同封してあります。 【必要な添付書類】 ・請求者の本人確認書類のコピー ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードのコピー ・請求者の健康保険証のコピー（国民健康保険の場合は不要）
③新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方 ★新たに児童手当の対象となる方だけでなく、現在、受給中で該当する方も提出が必要です。	●児童手当額改定認定請求書 ●監護相当・生計費の負担についての確認書 ※用紙は、市HPにてダウンロード可能です。
④養育している高校生年代の児童と別居している方	●別居監護申立書 ※用紙は、市HPにてダウンロード可能です。

（裏面に続く）

受給資格者（請求者）について

瑞穂市に住民票を有していて、高校生年代までの児童を養育している人

※父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得の高い方（生計中心者）が、手当の受給資格者になります。

受付期間 令和6年9月2日（月）から

一次期限：令和6年10月31日（木）
最終期限：令和7年 3月31日（月）

改正（拡充）で新たに対象となる方の 手続きの期限

必要書類を一次期限：令和6年10月31日（木）までにご提出ください。
一次期限までに提出があった場合は、令和6年10・11月分の手当を12月に支給します。一次期限に間に合わない場合は、令和7年1月以降の支給になります。同様に、「児童手当額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正（拡充）に係る申請手続きの最終期限は、令和7年3月31日（月）です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及して認定することはできません（手当の認定は、認定請求書等を受け付けた日の翌月分からとなります）。

手続きが不要で、支給額及び支給期間が変更となる方

- ・特例給付（児童一人あたり5,000円／月）を受給されている方
- ・児童手当・特例給付を受給している方で、同じ世帯にいる高校生年代の児童を養育している方（大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のお子さんを養育していない方）
- ・3人以上の児童を養育し、すでに多子加算により、第3子以降の児童の手当額が増額となっている方（大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のお子さんを養育していない方）
- ・児童手当（特例給付）を受給している方のうち、養育している児童が2人以下で、いずれも中学校修了前の児童の場合等、制度改正により手当額に増減がない方

➡ 支給額が変更となる方には令和6年12月上旬に手当額改定（増額）の通知をお送りします。

公務員の方

児童の保護者（生計中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、市ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

その他

- ・令和6年9月30日以前に瑞穂市から転出される場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。
- ・制度改正に伴い、これまで毎年10月に送付していた「支払通知書」は廃止となります。

申請先

〒501-0293
瑞穂市別府1288番地
瑞穂市役所 子ども支援課 児童手当担当まで
TEL：058-322-3022

申請は、郵送でも窓口でも可です。
これまで児童手当を受け取っていない方には、返信用封筒を同封しておりますので、返信用封筒にてご提出ください。